

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書(6)
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	2026年8月28日
【提出日】	2026年9月4日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更、当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社プラスアルファ・コンサルティング
証券コード	4071
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の間	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2011年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー (Phillip, Meyer)
代表者役職	ジェネラル・カウソセル (General Counsel)
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

(2)【保有目的】

該当なし

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）			0	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	0
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	0 Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			0
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年6月30日現在）	AD	42,402,150
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）	0.00	

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	16.29
----------------------------	-------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2026年8月28日	株券	6,906,100	16.29	市場外	処分	株式会社ラクス	3,350円

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者の一部関連ファンド又は関連エンティティ（以下、総称して「Oasis」という。）は、株式会社ラクス（以下「買主」という。）との間で、Oasisが保有する発行者の普通株式6,906,100株（以下「本株式」という。）を、買主に対して譲渡する旨の株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」という。）を2026年7月14日付で締結した。

本株式譲渡契約において、Oasis及び買主は、（１）本株式の譲渡が、独占禁止法に基づく企業結合審査が完了した日（同日を含まない。）の翌々営業日又は両当事者が別途合意する日に、それぞれの証券会社を通じた相対取引の方法により行われること、（２）各当事者が、本株式譲渡契約の締結日から決済日までの間、発行者の株式を市場内外を問わず追加取得せず、発行者の株価に不当な影響を与えるおそれのある行為を行わないこと、（３）各当事者の取引実行の前提条件が2026年10月31日までに充足されない場合の契約解除権、及び（４）株主権の行使の制限などについて合意をしている。

本株式の譲渡は2026年8月28日に完了した。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地